

熊本県歯 28年度 No.5

2017 .3.27発行

国保だより

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

平成29年4月より、保険料が変わります

●後期高齢者支援金分

全ての被保険者
(0歳以上75歳未満)

3,600円 ← 3,500円
新 旧

●介護保険料

第2号被保険者
(40歳以上65歳未満)

4,200円 ← 3,600円
新 旧

保険料の月額

種別	介護 保険料	月額	内 訳
			(医療分+後期高齢者支援金分+介護保険料)
甲種組合員	あり	23,800 + 所得割額	16,000 + 3,600 + 4,200 + 所得割額
	なし	19,600 + 所得割額	16,000 + 3,600 + 所得割額
乙種組合員	あり	16,300	8,500 + 3,600 + 4,200
	なし	12,100	8,500 + 3,600
乙種組合員 (勤務医)	あり	19,300	11,500 + 3,600 + 4,200
	なし	15,100	11,500 + 3,600
家 族 (甲・乙種)	あり	11,800	4,000 + 3,600 + 4,200
	なし	7,600	4,000 + 3,600

※甲種組合員は、前年の医業収入によって、申請すれば減額される場合があります。
詳細は、同封しております「保険料の減額申請」のお知らせをご覧ください。

限度額適用認定証の交付

70歳未満の方と70歳以上で非課税世帯の方が、入院や手術などで医療費が高額になりそうな時に、**事前に本組合で認定証の交付を受けて、保険証と一緒に医療機関等に提示すること**で、1か月(暦月)の保険内診療の一部負担額が自己負担限度額までに軽減され、ご用意いただく金額が少なくて済みます。

※ 認定証の交付には、まず本組合への申請が必要です。認定証が必要になった段階でお早めにご連絡をお願いします。

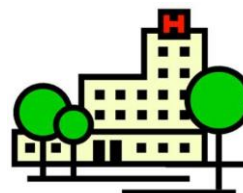
【参考】認定証を、1 提示する場合と、2 提示しない場合の一部負担額の比較

例) 1か月の医療費が100万円(70歳未満、所得区分:ウ、窓口負担割合3割)

1 提示する場合:一部負担額は 87,430円

※計算方法は、下記の式で計算します。

$$80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$$



【70歳未満の場合】 ※所得要件は歯科医師国保加入の世帯全員で計算

所得区分	所得要件(基礎控除後)	自己負担限度額
ア	901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
イ	600万円超 ~ 901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
ウ	210万円超 ~ 600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
エ	210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税	35,400円

2 提示しない場合:一部負担額は 300,000円



認定証を提示する場合の
一部負担額

認定証を提示しない場合は、医療機関等の窓口で一旦300,000円を支払い、本組合に**高額療養費**※の申請をすると、212,570円が払い戻されます。

※高額療養費に該当すると思われる方(所得区分ウと仮定)には、入院等されてから、約2か月後に本組合より申請書を送付いたします。その他、ご自身で該当すると思われる場合は本組合へお問い合わせください。

高額療養費と医療費控除

医療費が高額になったとき、医療機関等での窓口負担を軽減するため、健康保険では「高額療養費」があり、税金では「医療費控除」があります。医療費控除についてのお問い合わせをいただくこともありますが、以下のような違いがありますので、ご注意ください。

	健康保険 高額療養費	税金 医療費控除
概要	医療機関等の窓口で支払った一部負担金の合計額(ただし、70歳未満の場合は、同じ医療機関で同じ月に21,000円以上であることが必要)が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給	自己又は自己と生計を一にする家族のために医療費を支払った場合に受けることができる一定の金額の所得控除
対象となる医療費	●一部負担金の合計額が自己負担限度額を超えたもの <対象外となる費用> 正常な出産費用、健康保険外の医療費、入院時の食事代・ベッド代 等	●医療費、出産費用、入院費用 等 ・高額療養費や出産育児一時金の支給額は差し引かれます。
対象期間	1ヶ月単位 (1日から末日まで)	1年単位 (1月1日から12月31日まで)
問合せ先	組合	税務署

※医療費控除については、国税庁ホームページより抜粋。平成29年1月より、医療費控除の特例として、セルフメディケーション税制が導入されました。

加入・喪失のご連絡は14日以内に！

**喪失の場合は、喪失届と一緒に必ず被保険者証をご返却ください。
資格を喪失(退職等)された時点で、被保険者証は使用できません。**

(過去には喪失後受診など医療機関とのトラブルも起こっています。)

今回、被保険者証の定期更新に伴って新しい保険証を同封しておりますが、今一度、**家族の方も含めて就職等により他の健康保険に加入されていないか等ご確認をお願いいたします。**

(平成29年度は、全組合員の資格調査を実施する予定です。)

熊本地震にかかる窓口負担の免除措置の延長

本組合では、熊本地震により被災し、住家が半壊以上等の要件に該当する被保険者の医療機関等での窓口負担(一部負担金)について、平成29年2月診療分まで免除としておりましたが、このたび、**平成29年9月診療分まで免除措置を延長**することに決定しました。

現在、すでに一部負担金免除証明書をお持ちの場合は、そのまま使用することができますので、廃棄されないようにお願いします。

詳細については、県歯会ホームページのトップページとリンクしている「国保組合からのお知らせ」をご覧ください。

平成29年度『組合事業内容』の送付

29年度の組合事業内容(別添のA3サイズ)を1枚同封しております。お目通しいただき、**この「国保だより」と同様に従業員の方にもご回覧ください**。なお、県歯会ホームページからも閲覧できます。

『医療費通知』(平成28年11月診療分)の送付

28年11月に医療機関へ通院された方には、医療費通知(別添のハガキサイズ)を送付しております。乙種組合員(従業員)の分も該当される方がいらっしゃれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。

「阿蘇ファームランド」 宿泊優待ご案内

組合員のためにお得な宿泊プランがあります。詳しくは別添のチラシをご覧ください。

「城島高原パーク」 入園特別割引券

有効期間が5月末までの特別割引券の提供がありました。ご入用の方は本組合までご連絡ください。

熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863 熊本市中央区坪井2丁目4番15号 Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421